

一九六〇年六月十八日(第四日)

一、開会時刻(午前十時三十分～午後六時四十分)

二、出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	八	松本朝徳	五	天久益雄
二	岸本利実	九	米須清祐	六	当山伸太郎
三	岸佑真	一〇	仲本正重	七	岸次富盛信
四	佐野真博	一一	花城清善	八	稻嶺盛三
五	中山勝豊	一二	岸里幸助	九	志里敏行
六	岸里良朝	一三	松本利崧	一〇	柳原正貴
七	峰岡健郎	一四	山本朝徳		

三、欠席議員なし

四、市町村自治法第六一條例の規程に於て議事説明の件出席して
るの次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 当山全盛
 助役 栗屋真徳 経済、澤崎宇一
 収入役 仲村春松 建設、桑江良徳

五、本会議の書記の次の通りである

書記長 松川正義 書記 栗屋敏

六、議日程の次の通りである

- 日程第一 議案第一号 首野湾村報酬及費用弁償の額並にこれ
の支給方法を定むる條例の一部を改正する條例にかん
して
- 日程第二 議案第二号 首野湾村職員定数條例の一部を改
正する條例にかんして

日程第一	議案第一四号 首野済村部課設置条例の一部を改正する 条例にかん
日程第四	議案第一七号 十九年度首野済村歳入歳出予算にかん
七.	会議の顛末
議長	出席一名あり。市町村自治第五三條の規程に 議会の成を致す。唯今午開会すに致し (午前十時三十分)
議長	日程第一議案第一四号 首野済村報酬及び賞辨償の額並びにその支給 方法を定むる条例の一部を改正する条例にかんを議題と致し 本議案は総務委員会に付託の上 審査をお願いありしに去 る六月七日付別紙の通り報告書が来りありしに記して 朗読せしむ
	総務委員長の報告を求めす
総務委員	本業は六月十日の本会議において 当委員会に付託に 六月七日委員会を開き 審査の結果 別紙委員会報告書の通り あり。審査の結果 改正の意図は 経済的段階 現 行の兩位換算 賞用辨償の円匯等の面から 確實的に 又自己の報酬は 五割に付 位氏の批判に ありしに 現年度予算の差額は 三九ドルが 可能ではあるが 否決にお ける 提案の理由が ありしに ありしに ありしに ありしに 尚詳しに ありしに ありしに ありしに ありしに ありしに 質疑に入りす
議長	質疑に入りす
委員	改正の理由に 改正の意図が 現行の ありしに ありしに 委員 経済的に ありしに ありしに ありしに ありしに ありしに

	バロムあり。費用削減等に問題ある。
三 番	委員会は現在の額は多或少かの検討はした。
委員	ある程度報酬及び費用削減等の上昇のバロムありとの意見あり。
二 番	委員会は提案の額に賛成である。
委員	額に多少の賛成あり。もう少し上げたいとの意見あり。
一 九 番	委員会は上げたい。否決の理由は費用削減と結論付けたい。
	報酬の一部改定があるが、費用削減とどう関係があるか。
七 番	改定案を出す場合一請に出すからいい。
二 番	費用削減と上げ報酬とを併せていい。どう。
委員	両方上げるバロムありとの意見あり。
五 番	提案はいいが報酬の改定がある。提案のいい条例を審議する必要はないか。
委員	改定するから一請に出すからいい。
一 七 番	改定案の以内を除く理由は。
副 役	ミスプリントがある以内を挿入願います。
議 長	暫休終了です(午後十時五十分)
"	再開終了です(午後十一時十分)
"	大休質疑はわかりたいか。打切りたいか。
"	異議なし。平が着あり。
"	御異議がないか。質疑を打切るとに致します。
"	討論に入ります。
二 番	委員会案反対。原案に賛成致します。

	委員会に付すは豫定に於るべきであらう。現在の報酬から見れば、今の額が妥当に思ひます。我々がやむを得ざる議会の活動が、 必要に於ては、はつきり出来ぬと思ふ。今、年内に上がるとは 思ひます。原案に賛成するつもりであります。
一七 審	原案に賛成。委員原案に反対は有りません。
	委員会の審査に、額が妥当性にかへて意見は一致して、又他市 村に比較し、原案の額が妥当に思ひます。原案に 賛成するつもりであります。
議 長	討論を打切りたいと思はせう。
	異議なしと呼ぶ
〃	御異議がなければ、討論を打切ります。
〃	表決に移ります。
〃	原案に賛成の方举手願ひます。举手した者十一名、過半数あり ます。議案第一号、首野澤村報酬及び費用精償の額並に 支給方法と並に、条例の一部を改訂する条例を原案通り可決 決定致します。
〃	日程第一、議案第一、首野澤村職員定数条例の一部を改訂す る条例を議題と致します。
〃	本日は総務委員会に付託の上、審査をお願いしてあります。が、 去る六月十七日付委員会別紙報告書の通り報告がなされたので、 書記に朗読せしめます。
〃	総務委員長の報告をお願い致します。
総務委員長	本日は六月十一日の本会議において、当委員会に付託された 六月十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日、三十日、三十一日、の間に、審査の結果、別紙委員会報告書

	<p>の通りですが、職員定数は水道事業に伴うものであるが、現在出発した時点でありまわりの改正は、17名の分量等について検討して、大運輸等の件については、争いはあってもよいと見られておるが、十分注意を要する。</p>
議長	<p>質疑に入りませう。</p>
二番	<p>去る長き議会(三月)に九名増員を反対したが、事務簡素化によるべからざるが、その方法もふまけるべきである。</p>
	<p>新しい村界におつては、再三、条例の改正をしておるが、課と設置の間に、今のおお建設課へ含ませることは出来ぬか。</p>
委員長	<p>旭市町村の水道事業を調べたが、コザ市等は30名を居る。都市計画推進の立場もあり、やむを得ないである。</p>
	<p>分課は、建設課に併せておいて、やむを得ないとしても、資料に基いて検討したが、社長の運営からすると、便宜である。</p>
	<p>人員を増員しなくては出来ぬかと聞かされたが、建設課としては早くおくれに増員が必要である。早くおくれれば増員はしておいてもよいとの答弁もあり、どうして増員が必要である。</p>
	<p>運輸等の件については、付随して入らふべきであると思っております。</p>
二番	<p>建設課のオガダマ車を購入するは、建設課に廻すは、建設課の本は、おくれか、又水道課ではおくれ、人口等に依りて検討をせよと云うが、</p>
委員長	<p>これは検討は済み、今建設課の中におくれありませう、年々事業が多くなるは、課を施設は、おくれ、事務分量については、建設課が八名であるが、水道部にいり、第一次は終了したが、第二、第三とある</p>

	<p>必要あり。</p> <p>≡ 春 消費的経費の件にかゝり、これは通常に由らざるを思ふが、 51%、50%が消費的経費にかゝるが、人口に対する職員数日。 ○建設課長の若しにこの例を参考に出来ぬが、 ○58%消費的経費を減するに出来ぬが、</p>
町 役	<p>人口に対する職員数は(59年7月1日現在)</p> <p>道野津村が433人、中部が585人、全島が363人</p>
村 長	<p>消費的経費の減については、建設途上にある村が総予算において 必然的に行ふべきは、削減に於いて行ふ。</p>
建設課長	<p>建設課をやめれば、場合分断が大まかきと、水道事業は 内建設課のため、我々建設課が先に進めば、水道課の後の方 工業とす。</p>
≡ 春	<p>建設途上と云うが、何時の間にか見られるが、これは最後 まで継続して、又浦添、美里、若平、胡等々の人口に対する職員 数が分断して説明して貰ふ。</p>
課 長	<p>暫休総数1時(千石1時15分)</p> <p>再開数1時(千石1時15分)</p>
一 七 名	<p>徴収員三名にかゝるが、区長を利用するに於いて軽減され 3人と思ふ。</p>
委員 長	<p>一般会討いやる場合は利用出来ぬと思ふが、獨立採算の場合ほど 1人も名の専任をあげ出来ぬ。</p>
町 役	<p>先か春人の質問に回答を致す。</p> <p>読谷村 人口18,800 ~ 42人、 具志川村 31,550 ~ 69人 美里村 人口12,770 ~ 34人、 浦添村 人口18,830 ~ 43人。</p>

議長	不体質疑もあつたが打ち切り。異議なしの呼が有る。
"	御異議がないので質疑を打ち切ります。
"	討論に入ります。
一七番	委員会案に賛成致します。
"	先にも委員長の説明もありましたが、本村においては建設途上であり、事業を推進するためには、これだけの人用は認めますが、一年に一回の條例を改定するにせよと思つておるが、今当分の間は人用不出来と思つておる。原案に賛成致します。
議長	他に御意見がないので討論を打ち切り表決に移らうと思つたが、異議なしの呼が有る。
"	御異議がないので討論を打ち切り表決に付します。
"	昨今一七番の案に賛成の御意見が有るが、御異議ありませんか。
"	異議なしの呼が(全員)
"	御異議がないので議案は号員野澤村職員定数條例の一部を改定する條例を全会一致で原案通り可決と致します。
"	日程第一議案は号員野澤村部課設置條例の一部を改定する條例を議題と致します。
"	本業の総務委員会上付託の上、審査をお願ひしありましたが、去る六月二十日付委員会刊別紙の通り報告書が来たかと思つたが、書記をして朗読をします。
"	総務委員長の報告を求めます。
総務委員長	本業にて六月十一日の本会議において、委員会上付託の六月一日

	<p>委員の開催の審査の結果、別款委員会の報告書を通らぬことあり。この案件は、平議案に付議することにより、併せて併議しおけり。出来れば、少数意見にて、下水道に関する事項は水道課に属すことあり、建設課から水道課に移すべしとあり、しかし、独立採算の水道課に付議した場合、下水道事業とどうなるか、考慮し、尚、詳細に付いて、質疑にお答え致します。</p>
議長	<p>本案に対する質疑をお願ひ致します。</p>
九番	<p>平議案と関連して、質疑を付し、お答えを思ひます。質疑省略して、</p>
	<p>賛成の呼が有るあり</p>
議長	<p>質疑省略の簡議の成立により、お答えが、左採取相の良し、</p>
	<p>賛成の呼が有るあり</p>
	<p>御異議が有らぬ、質疑を省略するに、致しす</p>
	<p>討論をお願ひします</p>
	<p>本案に付いて、原案に御異議ありとせんか。</p>
	<p>賛成の呼が有るあり</p>
	<p>御異議が有らぬ、議案等は、四号並野澤村部課設置條例の一節を改正する條例と、本案通し可決を、致しす。</p>
	<p>お認め致します。これに、委員会報告は、全部終了致し、これより、新川平算審議に入り、お答えを、その方法に、付いて、</p>
八番	<p>意見調整の協議会を持ち、審議に入り、お答えを、</p>
議長	<p>他に御意見が有らぬ、その通り進め、お答えを、</p>
	<p>賛成の呼が有るあり</p>
	<p>その方法を、佳し、お答えを、</p>

